マイナンバーカード「出張申請」始めます

市では、マイナンバーカード普及促進のため、今後、市職員が市内の企業や地域団体などを訪問し、マイナンバーカードの申請受け付けを行う「出張申請」を計画しています。

受け付けの開始時期や申し込み方法などの詳細については、準備が整い次第、広報たかはしや市ウェブサイトでお知らせします。

対象　市内に事業所を置く企業、地域団体など

実施場所　申し込み団体が希望する場所

申し込みに必要なこと　①申請者名簿を作成、提出すること(概ね5人以上で出張します)
②打ち合わせのための担当者を設定すること
③電源の使用ができる申請会場を準備すること

問市民課☎21-0253

マイナンバーカード保有者へまいにゃんばー商品券を配付

対象　①②③の全てに該当する人
①令和3年4月1日時点で高梁市の住民基本台帳に記録がある人、または4月1日以降に高梁市に転入し、マイナンバーカードの交付申請をした人
②令和2年度のまいにゃんばー商品券配付対象者でなかった人
③令和3年11月30日までにマイナンバーカードを受け取った人
※ただし、対象者が1万人に達した時点で終了します。

商品券の額　1人当たり3000円

配布方法　すでに対象者となっている人には、4月下旬頃に簡易書留で世帯ごとに商品券を送付します。以後はマイナンバーカード交付時に商品券をお渡しします。

使用期限　令和4年2月28日

商品券を使用できる店舗など　市ウェブサイトでご確認ください。

問市民課☎21-0253

5月は消費者月間です

令和3年度の消費者月間のテーマは「消費で築く『新しい日常』」です。

新型コロナウイルス感染症の拡大時には、日用品の買い占めや買いだめなどが発生しました。また、SNSなどによる誤った風説や心理的に不安定になっている消費者に付け込む悪質商法などによる消費者被害が発生しています。

行政、事業者、市民の皆さんで連携し、消費者が主役となって選択・行動できる社会を作りましょう。

○詐欺の電話や勧誘話に注意しましょう。お金を払ったらもう取り戻せません！

問市民課
☎21-0254

町内会活動を支援します

市は、町内会活動を支援するための事業を行っています。

令和3年度に活用していただける事業は下表のとおりです。

令和３年度に町内会で活用できる事業一覧		
事業	内容	担当課
行政協力報償金	町内会を通じた行政協力役務などに対する報償金	①
防犯カメラ設置事業補助金	地域の防犯目的のために設置する防犯カメラに対する補助金	①
地域集会所整備費補助金	地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の整備に対する補助金	①
ごみ減量化協力団体報奨金	資源回収を実施した団体に対する報奨金	②
ごみ等収集施設設置費補助金	ごみステーションの新設、修繕に対する補助金	②
自主防災組織活動促進事業補助金	自主防災組織の活動などに対する補助金	③
道路維持管理作業報奨金	市道などにおいて年２回以上行う維持管理作業(草刈りなど)に対する報奨金(15 ページに詳細)	④⑤⑥

問①市民課☎21-0254
②環境課☎21-0259
③防災復興推進課☎21-0246
④建設課☎21-1204
⑤農林課☎21-0222
⑥西部土木事務所☎45-4510

小規模建設工事補助 Ⓐ

町内会などの団体が、市道・河川・赤線(里道)・青線(水路)を新設、改良、修繕、または災害復旧工事を施工する場合、助成金を支給します。

条件　次の要件を全て満たす工事
①公益性があり、地区の合意がなされている　②用地、隣接および利害関係人の同意がある　③傷害保険などへの加入など安全施工への配慮がなされている　④災害復旧工事の場合で、国や県の補助事業の対象とならない

補助率・限度額　工事に要する経費の90％以内、または80万円以下。災害復旧工事の場合は90％以内、または160万円以下
※令和2年度から補助内容を一部拡充しています。

生活道整備事業補助 Ⓑ

私道の整備に対して助成金を支給します。

条件　次の要件を全て満たす整備事業　①道路の一端が公道に接している　②道路の幅員が2.0m以上ある　③道路が築造後5年以上経過している　④工事完成後5年以内に掘削する計画がない　⑤道路の土地所有者と受益関係者が市税を完納している
※そのほか交付要綱に規定する要件を全て満たす必要があります。

対象事業　①舗装・側溝・土留擁壁整備　②公共災害の規定に準ずる災害復旧工事

補助率・限度額　申請額、または国が定める土木工事標準積算基準書に基づき算出した額のいずれか少ない額　①の事業…50％以内、または50万円以下
②の事業…50％以内、または100万円以下

道路維持管理作業報奨金 Ⓒ

地域の道路(市道、農道および林道のうち、市道に準じる生活道路としてあらかじめ市長が指定したもの)の維持管理作業に対して報奨金を交付します。

対象団体　町内会およびこれに準じるものとしてあらかじめ市長が指定した団体

対象作業　町内会などの団体が次の作業を年2回以上実施すること
①道路の路肩(概ね1m程度の幅)の雑草、雑木などの刈り払い　②道路上のごみ、転石などの除去および路面の清掃　③道路側溝の堆積土および落葉、ごみなどの撤去

交付額　作業を実施した道路の延長100m当たり1500円

必要書類　作業終了ごとに実施報告書と作業状況写真の提出が必要です。

小規模土地改良工事助成 Ⓓ

農地および農業用施設(農道・水路・頭首工・ため池)の小規模な災害復旧工事などに対し、助成金や材料の支給を行います。

対象事業および対象経費		助成額
農地の災害復旧(土砂撤去のみ)	○災害雨量があった地区内で、対象経費が40万円以下 ○補助災害採択後、復旧までに相当期間かかる場合に営農の支障となっている部分の応急修繕 **対象経費**　車両機械のリース料、回送費、保険料	対象経費の90％(上限36万円)
農業用施設(農道・水路・頭首工・ため池)の維持管理、改良、災害復旧	○対象経費が40万円以下 ○2戸以上の利用があること(災害復旧は1戸以上で可) **対象経費**　車両機械のリース料、回送費、保険料、原材料費	

※小規模建設工事補助、生活道整備事業補助、小規模土地改良工事助成は、着工前に申請書および添付書類を提出してください。各種補助事業に関する申請書は建設課(ⒶⒷⒸ)、西部土木事務所、各地域局(共にⒶⒷⒸⒹ)、農林課(Ⓓ)に備えてあるほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。対象要件など詳しくはお問い合わせください。

問建設課☎21-1204／農林課☎21-0222／西部土木事務所☎45-4510